

## 晴れのち晴れ（パデル/フットサル/テニス）スクール会員規約

### 第1条 名称

本規約の対象となるスクールは、パデル、フットサル、テニススクールをそれぞれ「晴れのち晴れパデルスクール」、「パルドラールフットサルスクール浜野校」、「晴れのち晴れテニススクール」（以下、本スクールという）と称します。

### 第2条 所在地

本施設は、「千葉県千葉市中央区浜野町840」に所在します。

### 第3条 管理および運営

本スクールは、人の森株式会社（以下、本スクールという）が、その管理、運営を行います。但し、本スクールが管理運営を委託した場合には、委託を受けた者（以下、受託者という）との間においても本規約は有効であり、必要に応じ本規約の「本スクール」を受託者に読み替えるものとします。

### 第4条 目的

本スクールは、会員制スクールを通じて、（パデル/フットサル/テニス）に関する技術と知識を高め、併せて心身の健全な発達と発育を促し、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

### 第5条 適用

本規約は、本スクール及び本スクールで使用する施設内（以下、施設という）において、提供される諸サービスに適用されるものとします。

本規約は、本スクールへ入会又は施設を利用する上で守るべき定めであり、その効力は次の各号に定める方に及ぶものとします。

- 1 本スクールの会員及び本スクールに入会を希望される方
- 2 本スクールの会員資格を喪失した方のうち、会費等の滞納がある方

### 第6条 会員制度

- (1) 本スクールは会員制とし、会員は次条の入会資格をすべて満たさなければなりません。
- (2) 本スクールに入会される方は、本規約及び本スクールが別に定める諸規則に同意した上で、本スクールと契約を締結しなければなりません。
- (3) 会員の契約期間は、利用開始月のみ当該月末までで、その後は月単位とし、本スクール所定の退会手続きが完了し、退会手続き時に定めた退会日が到来するまで自動更新とします。
- (4) 本スクールのカテゴリー・クラス・コース等（以下、種別という）は別に定めます。但し、本スクールの必要に応じて新規に会員の種別を設定又は廃止することができるものとします。

### 第7条 入会資格

本スクールの会員は、本スクールの趣旨に賛同し、本規約、その他本スクールが定める事項を確認のうえ、これらを遵守することを承諾した方で、かつ次の各号に該当する方とします。

- (1) 刺青・タトゥー（判別が困難なペインティング等を含む）をしていない方
- (2) 暴力団その他反社会的な組織に所属していない方
- (3) 医師等により運動を禁じられておらず、本スクールの受講に支障が無い方
- (4) 妊娠中でない方
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方
- (6) 過去に本スクールが他の施設等で運営する各種スクールにおいて除名等の告知を受けたことのない方
- (7) その他本スクールが会員として不相当という判断が生じない方

### 第8条 未成年者の取り扱い

未成年者が本スクールに入会する場合は、親権者の同意を必要とします。

この場合、親権者は本規約及び本スクールが別に定める諸規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第9条 入会手続

- (1) 本スクールに入会を希望される方は、本スクール所定の入会申込み手続きを行い、本スクールの承認を経て、事務手数料、諸会費を支払い、入会手続きを完了させなければなりません。またウェブ入会・支払い手続き後に、本施設から審査結果が届く場合があります。
- (2) 会員資格は前項に定める入会手続きが完了した時点において、取得するものとします。
- (3) 本スクールは、本スクールの判断において、入会申込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
- (4) 本スクールは、必要と判断した場合は、入会を希望される方に対し、医師による診断書及びスクール受講に関する誓約書等の提出を求めることができるものとします。

#### 第10条 会員証

- (1) 本スクールは、会員に対して記名式会員証（以下、会員証という）を発行し、これを貸与するものとし、会員証の使用は記名者本人に限定します。
- (2) 会員は、本スクールの受講にあたり、会員証を提示又は提出しなければなりません。
- (3) 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに本スクール所定の失効手続きをとると共に再発行の申請手続きをとることとし、その費用を負担しなければなりません。
- (4) 会員は、会員証を破損又は汚損した場合は、本スクール所定の再発行の申請手続きをとり、破損又は汚損した会員証を再発行した会員証と交換するものとし、再発行の費用は会員が負担しなければなりません。
- (5) 会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返還しなければなりません。

#### 第11条 電子錠の利用

- (1) 本契約を締結後、会員は本施設のドアの開閉を行う専用アプリをダウンロードし登録するものとし、またそれに対して会社は、会員の登録アカウントに対して本施設の解錠権限を登録IDに対して付与するものとし、
- (2) 会員は自己の責任にてこのコードを表示させる端末を管理し、破損、紛失、盗難、失念、第三者の偽造、盗用、第三者への貸与・譲渡等から生じる会員及び収納物に関する損害について会社は一切の責を負わないものとし、
- (3) 会員は貸与された登録情報を複製または第三者（同席使用するもの以外）に譲渡、貸与、担保提供してはなりません。
- (4) 解錠の履歴はリモートで運営会社および会社にて都度確認が可能であるものとし、

#### 第12条 会費等の支払い

- (1) 会員は、本スクールへの入会にあたり、本スクールが別に定める事務手数料、ユニフォーム代を本スクールに支払うものとし、
- (2) 会員は、本スクールの受講にあたり、本スクールが別に定める諸会費、諸料金を本スクールに支払うものとし、
- (3) 会員は、事務手数料、ユニフォーム代、諸会費、諸料金（以下、会費等という）を、本スクールが別に定める期日までに、本スクール所定の方法で支払わなければなりません。
- (4) 会員は、本スクールの受講開始以降、本スクール所定の退会手続きが完了し、退会手続き時に定めた退会日が到来するまでは、会費等の支払い義務が生じるものとし、

#### 第13条 会費等の返還

- (1) 一旦納入した事務手数料、ユニフォーム代、諸会費は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
- (2) 諸会費は、本スクール入会手続き時に定めた利用開始日以前に入会取り消しの申し出を受け、本スクールが認めた場合を除き、これを返還しません。

#### 第14条 会費等の滞納

- (1) 会員は、会費等の支払いを滞納した場合は直ちにその金額を本スクール所定の方法で支払わなければなりません。
- (2) 本スクールは、会員に会費等の滞納がある場合は、本スクールの受講を制限することが出来ます。
- (3) 本スクールは、会員に会費等の滞納があり、催告をしても完納されない場合は、その会員を除名にすることが出来ます。但し、除名となった場合でも、会員は滞納している会費等を全額支払わなければなりません。

#### 第15条 会費等の改定

- (1) 本スクールは、経済情勢等の変動その他の事情により必要と判断した場合は、会費等を改定できるものとし、
- (2) 本スクールは、会費等の改定を行う場合は、本スクールの会員に対し、当該改定の1か月前までに告知するものとし、

#### 第16条 キャンペーン特典での入会

- (1) キャンペーン特典を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に本スクールが定める諸条件を遵守しなければなりません。
- (2) 会員は、キャンペーン毎に本スクールが定める諸条件を満たさなかった場合、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を、本スクール所定の方法で支払わなければなりません。

#### 第17条 諸手続き、届出

会員は入会手続き時に会社へ届け出た情報に変更があった場合は、速やかに本スクール所定の変更手続きをしなければなりません。

#### 第18条 会員種別の変更

- (1) 会員は、種別を変更する場合は、本スクールが別に定める期日までに、本スクール所定の変更手続きを完了しなければなりません。
- (2) 本スクールが別に定める期日を過ぎてから、会員が種別の変更を申し出た場合は、最短で翌々月からの変更となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。

#### 第19条 退会

- (1) 会員は、本スクールを退会する場合、本スクールが別に定める期日までに、本スクール所定の退会手続きを完了しなければなりません。
- (2) 会員が本スクールが別に定める期日を過ぎて退会を申し出た場合は、最短で翌々月からの退会となるものとする。
- (3) 退会手続きは会員本人が書面にて行うものとし、電話・メール・郵送・第三者による提出等の申し出は受け付けられません。但し、親権者に限り本人に代わって退会手続きを行うことは出来ます。
- (4) 会員が入会後に妊娠した場合は、直ちに退会を申し出て、本スクール所定の退会手続きを行わなければなりません。
- (5) 退会手続きが完了した会員は、退会手続き時に定めた退会日をもって退会となります。
- (6) 会員に会費等の滞納がある場合は、退会手続き時まで、これを全額支払わなくてはなりません。
- (7) 退会月の会費等は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

#### 第20条 休会

- (1) 会員は、怪我、疾病等により本スクールを1ヶ月以上利用できない場合で、本スクールが休会の制度を設けている時に限り、休会の手続きを行うことができるものとします。
- (2) 会員は、翌月から休会の制度を適用する場合は、会社が別に定めた期日までにその旨を本クラブに申し出るとともに、本スクール所定の手続きを行わなければなりません。なお、会社が別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。
- (3) 休会制度を適用した会員は、会社が別に定める休会料を支払うものとします。
- (4) 休会等の制度を適用した会員が、第16条に規定するキャンペーン特典において入会した会員である場合、会費割引の特典を受けている期間は休会を適用できないものとします。また、本スクールが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合、休会期間は当該会員継続期間に含まれないものとします。
- (5) 休会制度を適用した会員は、申請時に指定した期間の満了後、休会の制度適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとし、その場合、復帰した月から会費等を支払うものとします。
- (6) 休会制度を適用した会員が、個人契約ロッカーを利用している場合、個人契約ロッカーに休会は適用されず所定の諸会費を支払うものとします。個人契約ロッカーの解約は会社が別に定める期日までに行う必要があります。
- (7) 当初申請した休会の期間満了の翌月以降も休会を延長する場合は、会社が別に定めた期日までにその旨を本スクールに申し出るとともに、本スクール所定の手続きを行わなければなりません。なお、会社が別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

#### 第21条 会員の除名

- (1) 会員が次の号のいずれかに該当した場合は本スクールはその会員を除名することができます。
  - 1 本規約及び本スクールが別に定める諸規則に違反した場合
  - 2 他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序を乱す行為があったとき
  - 3 本スクールの業務遂行に支障をきたす行為等があったとき。
  - 4 本スクールの名誉、信用を傷つける行為、公序良俗に反する行為があったとき。
  - 5 施設内で本スクールの承諾を得ることなく営利行為を行った場合
  - 6 会費等の支払いを滞納し、催告を受けても完納しない場合
  - 7 入会に際して虚偽の申告をした場合
  - 8 その他、本スクールの会員としてふさわしくない言動があったと本スクールが判断した場合
- (2) 除名により会員資格を喪失した日までに発生した会費等の滞納がある場合は、直ちにその金額を本スクール所定の方法で本スクールに支払わなければなりません。

#### 第22条 会員資格の喪失

会員は、次の1から3号のいずれかに該当する又は4号の事由が発生した場合、本スクールと締結した諸契約はすべて終了し、会員資格及び会員として有する如何なる権利をも喪失するものとし、本スクールに対して、遅滞なく会員証を返還しなければなりません。

- 1 退会
- 2 死亡
- 3 除名
- 4 施設を閉鎖したとき

## 第23条 会員の関与

会員は、本スクールの運営管理について関与する権利を有しないものとします。

## 第24条 本スクールの受講

- (1) 施設内では、本スクールの口頭又は掲示による指示に従っていただきます。
- (2) 本スクールの実施日は本スクールが別に定めるものとします。
- (3) 受講該当日が祝日の場合、本スクールは休講となる場合があります。又、受講該当日が公式試合の会場となる場合は本スクールが休講となる場合があります。
- (4) 本スクールは、施設の点検、補修及び改善等施設の管理運営上やむを得ない場合は、別途施設に掲示または通知のうえ、本スクールの実施を中止又は制限する場合があります。

## 第25条 健康管理

- (1) 会員は、自己（未成年者の場合は親権者）の責任において健康管理を行うものとします。
- (2) 本スクールは、必要により医師の健康診断書等の提出を求めることができます。

## 第26条 諸規則等の遵守

会員は、施設の利用に際しては、本規約及び本スクールが別に定める諸規則、注意事項等を遵守し、施設内においては施設のスタッフの指示に従うものとします。

## 第27条 禁止行為

会員は、施設の内外問わず、以下の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- 1 本スクールの会員、施設のスタッフ、施設又は本スクールを誹謗・中傷する行為
- 2 本スクールの会員又は施設スタッフに対する暴力行為、危険行為、威嚇行為、ストーカー行為、拘束行為
- 3 盗撮・盗聴（許可のない撮影・録音を含む）、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令又は公序良俗に反する行為
- 4 施設、器具、その他備品の破壊、損傷、落書き、等の行為
- 5 刃物・爆発物等の危険物や異音、異臭を発生する物、動物等を施設内に持ち込む行為
- 6 高額な金銭及び貴重品を施設内に持ち込む行為
- 7 所定の場所以外での排泄行為
- 8 本スクールの会員又は施設のスタッフに対する営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
- 9 宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
- 10 施設のスタッフ、本スクール又は本スクールに対する不当又は過度な要求行為
- 11 本スクールの秩序を乱す行為
- 12 その他、本スクールが会員としてふさわしくないと認める行為

## 第28条 施設の閉鎖及び利用制限

- (1) 次の各号の場合、本スクールは施設の一部又は全部を閉鎖もしくは利用を制限することができます。
  - 1 事故、天災等の事由により営業できない場合
  - 2 施設修理、点検又は改装を行う場合
  - 3 安全を維持する上で本スクールが必要と判断した場合
  - 4 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他本スクールが管理運営上必要とした場合
  - 5 本スクールが別に定める休館日及び本スクールが臨時に設定する休館日
- (2) 前項の場合において、会員は損害賠償等の請求はできないものとします。

## 第29条 施設の変更

- (1) 本スクールは、施設の運営及び管理に必要と判断した場合は、施設の一部又は全部を変更することができます。
- (2) 本スクールは、施設の大幅な変更を行う場合は、本スクールの会員に対し、当該変更の1カ月前までに告知するものとします。
- (3) 施設の変更を行った場合でも、会員の会費等の支払い義務に変更はないものとします。

## 第30条 遺失物の取扱い

- (1) 施設内において忘れ物、落し物、放置物等（以下、遺失物という）を拾得した場合は、施設の定めに基づき適切に取り扱うものとします。
- (2) 施設内で拾得した遺失物は、一定の期間経過後に処分するものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。尚、安全衛生上の問題が生じる恐れがある場合は、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

## 第31条 会社の免責

- (1) 施設内で、所持品の盗難、紛失又は毀損、人的事故等により会員に損害が生じた場合は、本スクールの責に帰す事由がある場合を除き、本スクールは当該損害について一切の責任を負わないものとします。
- (2) 本スクールの受講に際して、会員の責に帰す事由により事故又は他の会員に損害が生じた場合は、本スクールは当該損害について一切の責任を負わないものとします。

- (3) 会員間に生じたトラブルについては、当事者間にて解決するものとし、本スクールは一切の責任を負わないものとします。

#### 第32条 会員の損害賠償

- (1) 会員は、自己の責に帰す事由により本スクール又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- (2) 会員が法人会員の場合、登録法人は本人と連帯して責任を負うものとします。

#### 第33条 個人情報の取扱い

- (1) 本スクールは、会員の個人情報を、個人情報保護法その他関係する法令・ガイドライン等に従って適正に管理するものとします。
- (2) 本スクールは、会員の個人情報を次の各号の目的の範囲内でのみ利用します。
- 1 本スクールが経営・運営する施設における商品・サービスの提供及び顧客管理のため（委託会社等への提供を含む）
  - 2 会費等の回収を行うため（集金代行会社等への提供を含む）
  - 3 運営に関するご案内、入会に関するご案内及び各種キャンペーン・イベント等のご案内を行うため
  - 4 顧客動向等の調査、分析及び商品、サービスの改善、開発等を目的とした調査、分析を行うため（調査会社等への提供を含む）
  - 5 各種お取引解約後の事後管理のため
  - 6 その他、本スクールが経営・運営する施設の運営とその関連業務を行うため

#### 第34条 告知方法

- (1) 本スクールから会員に対する告知は、施設内の所定の場所に掲示する方法により行います。但し、これに代えて随時本スクールのホームページへの掲示、電子メール、郵便等により告知することができるものとします。
- (2) 各種通知の効力は、次の各号に掲げるいずれかに該当した際に発生するものとする。
- 1 本スクールのホームページへ掲示された時点
  - 2 会員から届け出のあった最新の電子メールアドレスへ電子メールを送信した時点
  - 3 会員から届け出のあった住所に書面を郵送した際の消印に記載の日時点
- (3) 前項に関わらず、本施設が日付や期間を指定して通知している場合についてはこの限りではない。

#### 第35条 細則

本規約に定めのないもので本スクールの管理運営上必要な事項について、本スクールは、諸規則、注意事項等に定めることができるものとします。

#### 第36条 改定

- (1) 本スクールは、本規約及び本スクールが別に定める諸規則、注意事項、案内、その他本スクールの管理運営に関する事項（以下、本規約等という）を改定できるものとします。
- (2) 改定された本規約等の効力は、発効日をもって全会員に及ぶものとします。
- 本スクールは、本規約の改定を行う場合は、本スクールの会員に対し、当該改定の1か月前までに告知するものとします。

#### 第37条 発効

本規約は2022年5月1日より発効します。